

# 自治会ハンドブック

## 事務手続編



### 目次

★ 自治会とは	1
★ 自治会と関わりのある市の業務、補助金等	3
自治会事務委託金	4
自治会活動に関わる各種補助金等	5
自治会と関わりがある各種事務・手続き等	7
P 7 自治会活動、 P 10 広報・回覧物、 P 11 自主防災組織、 P 13 安全・防犯、 P 15 ごみ・廃棄物、 P 17 環境保全、 P 18 募金、 P 19 虐待等相談窓口、 P 20 空家、耐震診断、地域からの選出委員等	
★ 防災・防犯情報の伝達手段	22
★ 市の相談窓口一覧	24
★ 福祉相談窓口一覧	26
★ 飯能市公共施設電話番号一覧	28

## ○飯能市民憲章

昭和53年11月3日

告示第174号

### 前 文

奥武蔵の山なみと、武蔵野の開(ひら)けゆくところ、緑と清流に恵まれ、幾多先人の郷土愛と努力による豊かな文化遺産とともに伸びてきた飯能市は、今やさらに本市の持ち味を活(い)かして躍進の道を歩んでいます。

わたしたち飯能市民は、「私たちのまちは私たちでつくる」という意識にもえながら、お年寄りや子どもたちにとっても、生きがいと夢のある心あたたかなまち、激動の時代の中にあっても、活気に満(み)ちた発展的なまちをつくることを念じつつ、このまちに住むことに誇りと喜びをもって行動するため、その心のよりどころとして、ここに市民憲章を定めます。

### 本 文

わたしたちは、

- 1 恵まれた自然を愛し、緑と清流に映える、美しい飯能を守ります。
- 1 明るく元気で働き、楽しい家庭をもとに、豊かな飯能を築きます。
- 1 隣人互いに助け合い、思いやりの心をもって、住みよい飯能を創ります。
- 1 進んで社会活動に参加し、健康と教養を高め、伸びゆく飯能を培います。
- 1 若い力を大きく伸ばし、夢と希望をもって、未来の飯能を育てます。

### むすび

進歩と激動の時代を迎え、この中であってわたしたちが幸せに生き抜くためには、各自がそれぞれ心の中に努力目標をかかげ、その達成に努めて、日々新たな自分自身をつくり上げてゆくことが肝要です。またこの努力が反映してこそ郷土飯能は伸びてゆくのです。

幸いにしてわたしたちのまちは、美しい環境と地の利に恵まれています。これを基調として、学園都市・観光都市の要素を多分にもった住みよい豊かな文化都市を目指して、諸施策が進められていますが、その成否はまさにわたしたち市民の心意気如何にかかっております。

ここに制定する飯能市民憲章も、人間性の尊さを堅持しつつ、しかも飯能市民としての自覚と誇りをもって行動しようとする、わたしたちの合い言葉のひとつともいえるべきものです。



市の花 つつじ



市の木 すぎ



市の鳥 うぐいす

# 1 自治会とは

自治会は、一定の地域に住む人たちが住み良い豊かなまちづくりを目指して、地域におけるさまざまな問題の解決に取り組むとともに、ふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努めている自主的な任意の団体です。

地域の主人公は、そこに暮らしている人々です。そして、同じ地域に住んでいる人々が仲良く助け合って暮らしていこうとする考え方は、昔も今も変わっていません。

よく、「遠くの親戚より近くの他人」と言われますが、“いざ”というときには、お隣さんや近所の人たちが一番頼りになるものです。自治会もそういった意味で、頼りになるものと言えます。

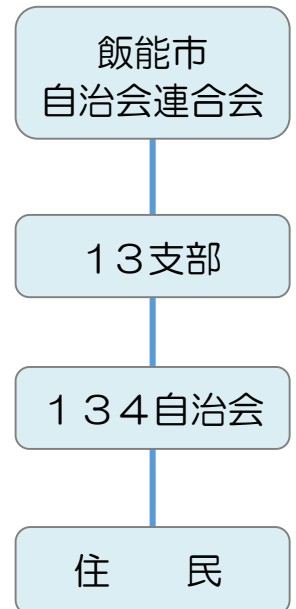
## 2 自治会発展の経過と組織

本市の自治会は、戦前の隣保班（りんぼはん）あるいは行政区等の行政の末端機関としてあったものが戦後解体され、新憲法のもとに住民自治が強く要請される中で、新たに地域住民の自主的共同体組織として、町内会、自治会等の名称で組織されたのが始まりです。

地域の生活環境の整備改善や会員の福祉の向上、相互扶助等を主な仕事として活動してきましたが、各町内会あるいは自治会相互の横の繋がりを求める声があがり、この意を体し、昭和32年度に相互連絡と親睦を図ることを目的に連合会が結成され、現在では右の組織図のとおりとなっています。

その後も自治会は、地域の特色を活かし地域住民の福祉や生活環境の改善、各種スポーツ活動とレクリエーション等に取り組むことにより、コミュニティを醸成しながら自治と連帯の輪を広めるため、各種事業を積極的に実施しています。

《 組織図 》



## 3 自治会の主な活動

今、「心のかよいうまちづくり」が求められています。その第一歩は、地域の人々が気軽にあいさつし、ふれ合い、話し合うことから始まります。

飯能市では134の自治会がそれぞれの地域で、ふれあいの輪を広げ、地域のさまざまな問題解決のために活発に活動しています。具体的には、次に挙げるような活動をしています。

## < 自治会の主な活動 >

### 《自主防災・共助活動》

「もし、大地震や土砂災害が発生したら・・・」

私たちは、普段から災害に対する関心を深め、災害が発生した場合には、各家庭や地域での被害を最小限に食い止めるため、地域で防災訓練を実施しています。また、公的支援が届くまでの地域での助け合いも自治会の大きな役割です。



### 《情報共有》

市役所からの「広報はんのう」や「地区行政センターだより」をお届けします。他にも、公的団体からのお知らせなどを町内の皆さんに配布や回覧でお届けします。



### 《地域安全活動》

犯罪や事故のない安心して暮らせる街をつくることは、私たちみんなの願いです。

犯罪などを未然に防ぐため、防犯パトロールを行っています。

### 《レクリエーション活動や各種団体の育成》

会員の交流と親睦を目的に、盆踊りや運動会など、皆さんが気軽に参加できる各種行事を催しています。

また、子ども会や敬老クラブなど地域団体の活動を支援しています。



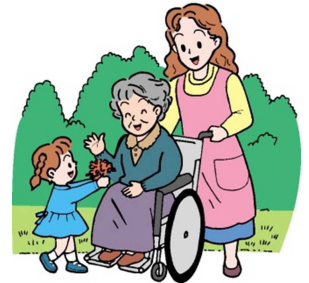
### 《地域の環境美化・ごみ集積所の管理》

自然を愛し、美しいまちをつくることは誰もが望む生活環境です。お互いに協力し合い、ごみ集積所の管理や町内清掃を行い、道路や地域の美化運動を推進しています。

### 《助け合い運動》

市民の皆さんの善意で集められる「日赤募金」、「赤い羽根共同募金」などにも自治会は協力しています。

こうした募金は、火災が発生した場合、り災状況に応じてふとん等の救護物資の贈呈、福祉団体の活動の充実のために活用されています。



### 《自治会未加入世帯への加入促進》

住みよい環境や明るいまちづくりを目指して、より多くの方に自治会活動を理解していただくとともに、仲間づくりに努めています。



← 転入世帯には「自治会加入のお願い」リーフレットを配付しています。二次元コードから加入の手続きができるようになっています。

## 4 自治会と関わりのある市の業務、補助金等

	事務内容	頁	担当課
自治会	・自治会事務委託金	4	自治振興課 ☎973-2626
	・自治会館の建設・修繕に係る補助金・助成金	5	
	・自治会、自治会連合会での個人情報の取り扱い	7	
	・自治会の法人化（認可地縁団体の申請、認可）	8	
	・自治会館等の固定資産税の減免	8	資産税課 ☎973-2113
広報	・「広報はんのう」	10	秘書広報課 ☎986-5071
	・各課からの全戸配布物、回覧物の配付		広報担当者へお配りしている表紙の各連絡先へご連絡ください
防災組織	・自主防災組織とは	11	防災危機管理課 ☎973-2723
	・自主防災組織による防災訓練		防災危機管理課 ☎973-2723
			水道業務課 ☎973-3661
安全	・交通安全施設 ・防犯灯	13	人権くらし安全課 ☎973-2126
環境	・ごみ集積所の新設・移転・廃止 ・不法投棄対策	15	クリーンセンター ☎973-1010
	・市民清掃デー	17	環境緑水課（クリーンセンター内） ☎973-2125
福祉	・日赤募金	18	地域福祉課 ☎986-5081
	・地域からの選出委員 （民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司）	20	
	・ふくしのなんでも相談	26	社会福祉協議会 ☎070-7792-2450
	・赤い羽根共同募金	18	埼玉県共同募金会飯能市支会（社会福祉協議会内） ☎070-1461-5117
	・社会福祉協議会会費		社会福祉協議会 ☎070-1461-4656
	・児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、DV、 生きる支援（自殺対策）各相談窓口	19	各連絡先を参照ください
	・認知症に関する相談支援	27	介護福祉課 ☎973-2118 障害福祉課 ☎986-5072
その他	・空家等に関する総合窓口	20	建築課（空家） ☎986-5078
	・木造住宅等の耐震化		建築課（木造住宅等の耐震化） ☎973-2170
	・地域防犯推進委員	8	飯能警察署管内防犯協会 ☎972-0110
	・防災・防犯情報伝達手段	22	ホームページやメール配信サービス等、ご登録ください
	・市の相談窓口一覧	24	各連絡先を参照ください

## ◇ 自治会は行政の重要な協働のパートナー ◇

自治会は飯能市にとって、重要な協働のパートナーであり、行政では把握が難しい細かな地域の課題や困りごとの把握や解決ができる団体です。

行政のパートナーとしての自治会には、行政の様々な部署から各種依頼があります。また、行政の主な手続きや委託金・補助金は次のとおりです。



## 1 自治会への事務委託

自治会では、行政と協力して明るく住みよいまちづくりを進めていくため、「飯能市自治会事務委託及び委託金交付要綱」に基づき、市から委託された次の事務を行っています。

### (1) 自治会への事務委託内容

① 行政連絡事務に関すること	主として文書の回覧、「広報はんのう」等の各戸配布、掲示等の事務で、市から住民への連絡を目的とするもの
② 調査事務に関すること	市が住民又は物件を対象として行う各種調査に関する事務
③ 一般行政事務に関すること	上記2つ以外の事務に関し、物品等の配布及び災害救援活動等の市に対する協力を求める事務
④ 前各号以外のもので市長が特に必要があると認める事務	

### (2) 自治会事務委託金

上記に掲げた事務の執行に対して、各自治会へ事務委託金が毎年6月頃に交付されます。

なお、自治会連合会会費として交付額の10%を控除した金額が振り込まれます。

自治会事務委託金に関する通知は、4月下旬から5月上旬頃に各自治会長宛てに送付します。

※令和7年度までは6月と12月の2回に分けて交付していましたが、令和8年度からは6月に一括して交付いたします。

$$\{ 47,000 \text{ 円} + (1,320 \text{ 円} \times \text{加入世帯数}) \} = \text{交付金額 (A)}$$

(1自治会当たりの基本額) (世帯単価) (各年度4月1日現在)

交付金額 (A)  $\times$  0.1 = 自治会連合会会費 (B) として控除  
(自治会連合会から領収証を各自治会へ送付します。)

$$\text{交付金額 (A)} - \text{自治会連合会会費 (B)} = \text{委託金振込金額}$$

## 2 自治会活動に関わる補助金等

自治会館の修繕や自治会によるコミュニティ活動に対し、市及び一般財団法人自治総合センターから補助金等が交付されます。補助金等についての詳細やご不明な点については、自治振興課までお問い合わせください。

こんなとき 【所管課】	内 容	通知時期
自治会館を修繕するとき 【自治振興課】	<p><b>○コミュニティ施設整備事業補助金(増改築・修繕)</b></p> <p>自治会が所有している自治会館の増改築・修繕に対して、経費の一部が補助されます。ただし、本体工事以外にかかる経費は補助の対象となりません。</p> <p>《補助を受けられない場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担がないとき</li> <li>・既に事業に着手しているとき</li> <li>・この補助金を受けて自治会館を増築（一部の改築を含む）、又は修繕した後5年を経過しないとき</li> </ul> <p>《補 助 率》経費の3分の1  《補助限度額》100万円  《申請年度の翌年度に事業実施》  《申請多数の場合は不採択の場合あり》</p>	6月上旬に通知を郵送（申請可能自治会のみ）
自治会館を新築又は大規模修繕するとき 【自治振興課】	<p><b>○コミュニティセンター助成事業 (新築・大規模修繕)</b></p> <p>自治会館の建設又は大規模修繕（建築基準法第2条第14号に該当するもの）に対して、経費の3/5以内の額。</p> <p>《条件：自治会が認可地縁団体であること》  《助成限度額2,000万円》  《申請年度の翌年度に事業実施》  《申請多数の場合は不採択の場合あり》</p>	6月下旬の自治会連合会支部長会でお知らせ。（個別通知はしません。） 細かな基準があるため、希望される場合は7月下旬までにご相談ください。
コミュニティ活動に必要な設備を購入するとき (自治会館の備品、祭り用具等) 【自治振興課】	<p><b>○一般コミュニティ助成事業(備品整備)</b></p> <p>コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に対して。 例：エアコン、テーブル、椅子、テント、祭り用具等</p> <p>《対象とならないものの一例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各戸へ配布するもの</li> <li>・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、ふすま等）</li> <li>・防災目的のもの</li> <li>・防犯カメラ</li> <li>・照明器具のうち電球のみの整備等</li> </ul> <p>《助成額：100万円から250万円まで》  《申請年度の翌年度に事業実施》  《申請多数の場合は不採択の場合あり》</p>	実施主体： 一般財団法人自治総合センター（宝くじの社会貢献広報事業）  助成金：10万円単位（10万円未満切り捨て）  ※市からの申請上限数が2件（令和7年度の場合）と少ないため、過去の当該助成金の交付実績の少ない自治会を優先して申請します。

○飯能市緊急財政対策により、令和8年度に休止・廃止となる自治会関係補助金  
(令和9年度以降の補助金交付については未定です。)

補助金名	休止・廃止	担当課
自治会保険補助金	休止	自治振興課
自治会合併補助金	休止	自治振興課
自主防災組織育成事業補助金	休止	防災危機管理課
防犯カメラ購入費補助金	休止	人権くらし安全課
敬老祝賀事業運営費補助金	廃止	介護福祉課
河川浄化実施補助金	廃止	環境緑水課
森林文化都市基金緑化支援事業補助金	廃止	森林づくり課
資源再利用奨励補助金（資源回収）	休止	クリーンセンター

### 3 自治会活動に関わる事務、手続き等

#### <自治会活動に係る関係>

主管課：自治振興課

#### 自治会の会員名簿など個人情報の取り扱いについて

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律で、平成17年4月に施行されました。平成29年5月30日には改正個人情報保護法が施行され、それまでは対象外であった自治会も法の適用対象となりました。

自治会では、会員の氏名・住所・電話番号など多くの個人情報を扱っているため、法を遵守し適切に対応する必要があります。会員の加入時に個人情報を収集する際には、個人情報を自治会活動や会員相互の連絡に利用すること、会員名簿を作成し会員等関係者に配布することなど、利用目的を明示し承諾を得ることが必要です。

また、作成した名簿は、第三者に提供をしないこと、利用目的以外には使用しないこと、取り扱いに注意し、情報の流出（紛失・盗難・転売等）防止に努めることなどを自治会の会員さんに周知することも必要です。

#### 自治会連合会での個人情報の取り扱いについて

自治会連合会では、下記のとおり個人情報保護に関する内規を定めています。

##### 飯能市自治会連合会個人情報保護に関する内規

平成17年5月27日承認

(趣旨)

第1条 この内規は、飯能市自治会連合会事務局が自治会長及び副会長の氏名、住所及び電話番号等個人情報（以下「個人情報」という。）を管理することについて、定めるものとする。

(個人情報の管理)

第2条 連合会事務局は、個人情報を外部に対し公開しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由については個人情報を公開する。

- (1) 飯能市からの事務委託に関する事由
- (2) 当該自治会地域内の開発に関する事由
- (3) 自治会への加入に関する事由
- (4) その他会長が必要と認めた事由

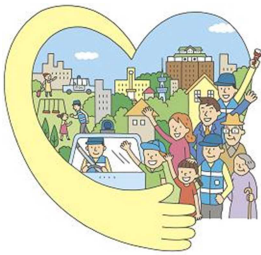
(その他)

第3条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

内規第2条第2項に基づき、自治振興課へ提出された自治会長の氏名・住所・電話番号等の個人情報は、市役所各課と共有し、また、住宅開発等で自治会長と連絡を取りたい業者等にお伝えしています。

自治会へ新規加入したいという問い合わせに対しては、加入希望者の個人情報を伺い、自治会長へ自治振興課から連絡をしますので、各自治会にて加入の手続きをお願いします。

## 自治会の法人化（認可地縁団体）



かつて、自治会は任意団体として位置付けられ、団体名義での不動産登記ができないなど、財産管理上いろいろな問題が生じていましたが、その解決策として自治会も法人格をもつことができるようになり、団体名義の印鑑登録もできるようになりました。

この法人化のメリットは、第一に個人名義で不動産を登記した場合、相続が発生すると手続きが面倒ですが、団体名義の場合については、変更登記は不要であることです。

第二に団体名義で登記することにより、財産管理がしやすくなることです。

第三に土地の購入の際に、認可地縁団体として融資が受けやすくなることです。

第四に団体名義の場合不動産取得税（県税）が減免の対象となる場合があります。

市が申請を受け付け認可を行った後すぐに告示をします。この告示で認可を受けた地縁団体は、法人となり、告示事項を第三者に対して対抗できることとなります。

地域的な共同活動をより円滑に行うために、地縁団体の認可申請を考えている場合は、自治振興課へご相談ください。（申請先は市になります。）

なお、現在飯能市内では、25自治会・町内会が認可地縁団体となっています。

## 自治会館等の固定資産税の減免（担当課：資産税課 ☎973-2111）



減免となる条件は、公益のために自治会が直接専用する固定資産（有料で使用するものは除く。）となります。自治会館用地及び自治会館が自治会名義の場合、または無償の使用貸借契約を締結し、かつ公益性が認められた場合は減免の対象となります。減免を希望される場合は資産税課へご相談ください。



## 地域防犯推進委員の委嘱（担当：飯能警察署管内防犯協会 ☎972-0110）

「地域防犯推進委員」とは、地域の防犯情報について、防犯協会や警察署と地域住民とのパイプ役として選出された方々で、自治会長の皆様は、飯能警察署管内防犯協会から「地域防犯推進委員」に委嘱されます。

新たに自治会長となった方には、自治会連合会総会で委嘱状が交付されます。任期は原則2年です。

自治会長の皆様は、地域の防犯について日頃から意識していただき、危険個所や犯罪に結びつく情報、発生した犯罪情報を通報したり、関係機関と連携し地域の实情に合わせた犯罪等の被害を防止する活動（地域安全活動）を推進し、安全・安心な住みよい地域づくりにご協力をお願いします。

## 自治会活動に関する Q&amp;A

こんなとき	どうする	担当課	連絡先
自治会長が年度途中で交代したとき	自治振興課に変更内容をご連絡ください。		
認可地縁団体になりたいとき	自治振興課へご相談ください。申請に必要な要件等をご説明します。		
認可地縁団体の自治会の規約変更や、会長の交代があったとき	自治会の規約を変更した場合は、「規約変更認可申請書」等、会長が交代した場合は、「告示事項変更届出書」を提出していただきます。詳細は、担当課までお問い合わせください。	自治振興課	☎ 9 7 3 - 2 6 2 6
自治会脱退者・未加入者が自治会管理のごみ集積所を使うことについて	<p>市へ非常に問い合わせの多い案件です。生活するうえでごみは必ず発生するもので、ごみの処理ができないと、地域環境の悪化につながる可能性もあります。</p> <p>廃棄物処理法において、一般廃棄物は市が収集し、これを運搬し処分することが義務付けられています。言い換えれば、市民は決められた場所にごみを出せば、市は収集し、処分をするということになります。</p> <p>自治会への加入は任意であり、「自治会」と「ごみを捨てること」は切り離して考える必要があります。従って、ごみ集積所の利用を理由に、自治会加入を勧めたり、逆に自治会未加入であることでごみ集積所の利用を拒否することは好ましくありません。</p> <p>そうはいつでも、「自治会費で集積カゴを設置・修繕した」「自治会の班でごみ当番を回している」等、自治会がごみ集積所の設置や維持管理に関わっている場合も多いと思います。そのため、各自治会や集積所利用者で話し合いをしていただき、自治会未加入者にも一定の負担をしていただく（集積所設置・修繕費用を負担する、ごみ当番を引き受ける）など折り合いをつけていただき、地域の皆さんが集積所を使用できるようご理解、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、集積所の新設については、15ページ〈ごみ・廃棄物の関係〉に記載がありますが、申請書に自治会長の自署が必要となります。</p>		

## &lt; 広報・回覧物の関係 &gt;

主管課：秘書広報課

毎月1日に発行する「広報はんのう」や市役所各課からの全戸配布物、回覧物の配布をお願いしています。

配布物は月末に、自治会広報配布担当者様宛てに配送業者がお届けします。



## 広報・回覧物に関する Q&amp;A

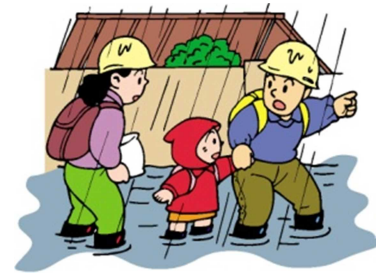
こんなとき	どうする	担当課	連絡先
新しい回覧板が必要 なとき	自治振興課へご連絡ください。 在庫の範囲内で必要枚数をお渡し します。	自治振興課	☎ 9 7 3 - 2 6 2 6
「広報はんのう」な どの配布物や回覧物 の必要部数に変更が あるとき	秘書広報課へ変更内容をご連絡く ださい。		
自治会広報配布担当 者の変更があるとき			
「広報はんのう」、 同時配布物等の部数 が不足していたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報はんのう」→秘書広報課へ ご連絡ください。</li> <li>・同時配布物→同時配布物の発行元 の部署へご連絡ください。</li> </ul>	秘書広報課	☎ 9 8 6 - 5 0 7 1
新しい役員に変更し たのに、もとの広報 配布担当者に配布 物・回覧物が届いた とき	<p>秘書広報課へご連絡ください。 毎年度、4月中旬までに自治会か ら提出していただく、広報配布担当 者様の届けに基づき配布していま す。</p> <p>なお、年度の切り替えは、5月1 日号から新しい年度の配布担当者様 にお届けしています。</p>		
自治会の回覧等で商 品の斡旋等を依頼さ れたとき	民間の企業・団体から、商品の斡旋等があった場合は、自治会として依頼を受けるか否か、地域とのかかわりを考えながら自治会内で判断してください。		

## < 自主防災組織の関係 >

主管課：防災危機管理課

### 自主防災組織とは

飯能市における自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自治会又は複数の自治会を単位として自主的に組織した団体」で、自主防災組織設立届出書により市長に届出をされています。



### 自主防災組織の重要性

令和元年東日本台風では、避難情報発令に伴い、多くの方が避難所へ避難されました。

当時の避難所運営については、市職員や施設管理者などが中心に避難所運営を行いましたが、更なる大規模な災害で長期避難を必要とした避難所を運営する場合には、自主防災組織の皆様や避難者の協力が必要となります。



このような時に頼りになるのが、日頃から顔を合わせている隣近所の人たちです。互いに協力しあいながら組織的に活動し、初期消火、避難支援、被災者の救助・救護、避難所運営等に取り組んでいけるよう、日頃からつながりを持つことが何より大切です。

### 自主防災組織による防災訓練

所管課：防災危機管理課 ・ 水道業務課

飯能市では自主防災組織に対し、年1回の訓練をお願いしています。

防災訓練を行う場合は、防災危機管理課へご相談ください。

また、訓練で消火栓を使用する場合は、水道業務課へ消火栓使用許可願を提出してください。なお、消火栓の使用には、消防署員等の立合いが必要となります。



## 防災に関する Q&amp;A

こんなとき	どうする	担当課	連絡先
防災や危機管理の話を聞きたいとき	防災危機管理課へご連絡ください。	防災危機管理課	
自主防災会組織主催の防災訓練で消火栓を使いたいとき	防災訓練を行う際には、防災危機管理課へご連絡ください。また、消火栓を使用する際には、水道業務課へ消火栓使用許可願を提出してください。	防災危機管理課	☎ 9 7 3 - 2 7 2 3
		水道業務課	
土砂災害等の前兆現象等を発見したとき	身の安全を確保した上で、すぐに飯能日高消防署、または防災危機管理課までご連絡ください。	飯能日高消防署	☎ 9 7 3 - 9 1 1 9
		防災危機管理課	☎ 9 7 3 - 2 7 2 3
災害時に避難が必要と判断したとき	市が避難情報等を発令する前であっても危険が差し迫った場合は避難してください。 公共施設を避難先とする場合は、開設の必要がありますので、防災危機管理課または最寄りの地区行政センターへご連絡ください。	防災危機管理課  最寄りの 地区行政センター	☎ 9 7 3 - 2 7 2 3



## &lt;地域内の安全・防犯の関係&gt;

主管課：人権くらし安全課

交通安全施設

交通事故を防止する事業の一環として、自治会からの申請に基づき交通安全施設（カーブミラー・道路照明灯・ガードレール等）を設置していましたが、令和8年度は新規設置申請については、中止となります。



## 1. カーブミラー

見通しの悪い交差点やカーブにおいて、自動車や自転車、歩行者などの存在を確認するための補助として、交通量の多い市道に設置します。

## 2. 道路照明灯

夜間において車や自転車などの交通安全のため、交通量の多い市道に設置します。

## 3. ガードレール

幅員の広い市道・交差点における歩行者保護などのため設置します。

## 4. 注意看板

立看板で、危険や注意すべき状況などをお知らせするものです。

(例) 「危険スピード落とせ」、「こども飛び出し注意」、「通学路学童に注意」、「迷惑駐車」

※看板は配布します。地域の協力により私有地などへ設置し、電柱などへは設置しないでください。

申請方法	令和8年度新規設置申請は中止となります。
設置	
修繕	市道に設置されている道路照明灯の不点灯や、道路反射鏡の向きが曲がっているなど、お気づきの点がありましたら、設置場所や、支柱・電柱に貼ってある管理番号を人権くらし安全課へご連絡ください。

※国道、県道に設置してある道路照明灯は、飯能県土整備事務所道路相談担当へご連絡ください。(974-2057)

防犯灯

犯罪の起こりにくい環境づくりのため、自治会からの申請に基づき防犯灯を設置しておりますが、令和8年度の新規申請は中止となります。

防犯灯は歩行者が通行する市道に設置しています。

申請方法	令和8年度新規設置申請は中止となります。
設置	

※不点灯などお気づきの点がありましたら、設置場所や防犯灯番号、電柱に貼ってある電柱番号を人権くらし安全課へご連絡ください。

※防犯パトロール用品（防犯活動用のベストや帽子など）の貸与（配付）は、令和8年度は休止となります。

## 地域内の安全に関する Q&A

こんなとき	どうする	担当課	連絡先
防犯灯と道路照明灯の違いは？	<p>防犯灯は、犯罪の起こりにくい環境づくりのため、歩行者が通行する市道を中心に設置しています。</p> <p>道路照明灯は、夜間における車や自転車などの交通安全のため、主要（幹線）道路を中心に設置しています。</p> <p>[防犯灯の例]                      [道路照明灯の例]</p>  	人権くらし 安全課	☎ 9 7 3 - 2 1 2 6
放置自転車を発見したとき	飯能警察署へご連絡ください。	飯能警察署	☎ 9 7 2 - 0 1 1 0
公園の維持管理について相談したいとき	維持管理課へご連絡ください。また、「遊具が壊れている」、「照明が点いていない」等を発見した場合も、維持管理課へご連絡をお願いします。	維持管理課	☎ 9 7 3 - 2 1 2 7
道路や側溝の破損を発見したとき	維持管理課またはお近くの地区行政センターへご連絡ください。		

## <ごみ・廃棄物の関係>

## 主管課：クリーンセンター

### ごみ集積所の新設・移転・廃止

ごみ集積所を新たに設置したり、位置の変更や廃止をしようとする場合には、その集積所を利用する方（利用予定者）が、自治会長に報告し、申請書類一式をクリーンセンターに提出してください。申請書の自治会長名欄には自治会長の自署が必要です。

申請の際には、クリーンセンターに事前にご相談ください。



### 不法投棄対策

不法投棄の防止策として、頻繁に不法投棄される地域などを中心にパトロールを実施しています。また、不法投棄防止看板や監視カメラの設置をしています。不法投棄防止看板の配付をご希望の場合はご相談ください。

私有地に不法投棄された廃棄物については、原則としてその土地の所有者の方に回収をお願いしています。回収した廃棄物については、クリーンセンターへ分別して搬入していただければ、無料で引き取り処分いたします。（産業廃棄物など一部受け入れできない場合があります。）

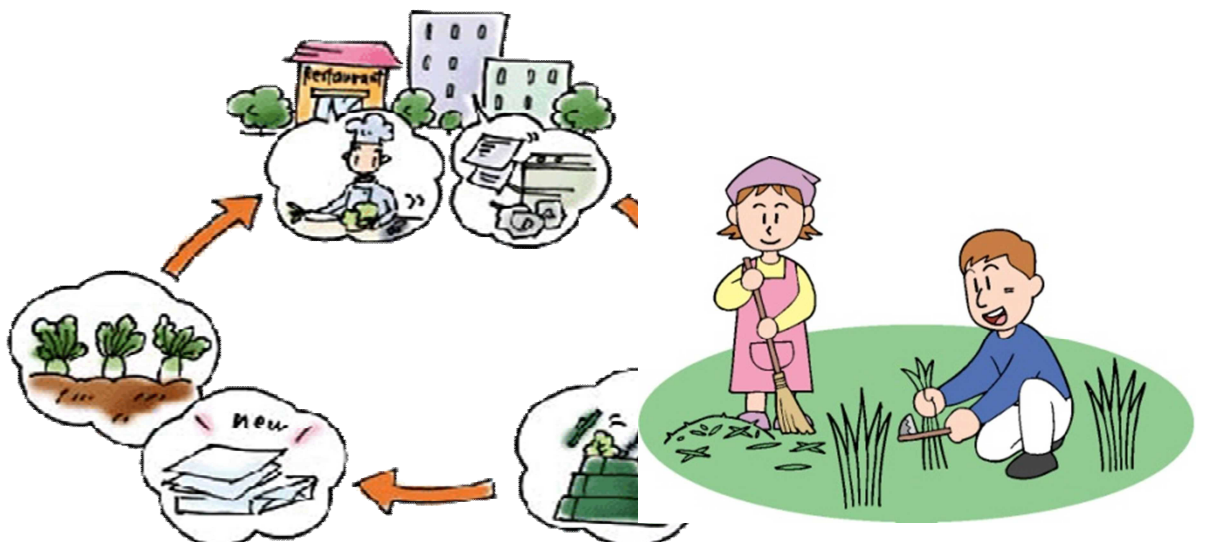
また、投棄物の中に個人が特定できるものがある場合や不審物である場合には、飯能警察署生活安全課（972-0110）へご連絡ください。不法投棄は、法律の規定により5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金に処せられます。



※廃棄物減量等推進員制度は、令和8年度は休止となります。

## ごみ・廃棄物に関する Q&amp;A

こんなとき	どうする	担当課	連絡先
不法投棄されてしまったときは	<p>不法投棄については、原則としてその土地の所有者に回収をお願いしています。回収した廃棄物については、クリーンセンターへ搬入していただければ無料で引き取ります。（一部受け入れできない場合があります。）</p> <p>不法投棄が頻繁にある場合には、不法投棄防止看板などを配付しますので、クリーンセンターへご相談ください。</p>	クリーンセンター	☎ 9 7 3 - 1 0 1 0
ごみ集積所の新設・移転・廃止をしたいとき	集積所を利用する方（または、利用予定者）に、所定の申請書類をクリーンセンターに提出していただきます。その後、現地調査を行い、可否について通知します。		
外国語のごみ収集カレンダーが欲しいとき	英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語版があります。カレンダー部分は日本語版のものと対照させる形式です。自治振興課及びクリーンセンターで配布しています。	自治振興課	☎ 9 7 3 - 2 6 2 6



## &lt;環境保全の関係&gt;

主管課：環境緑水課

市民清掃デー

市では、飯能市民憲章の実践活動を推進するため、5月と11月の年2回市民清掃デーを実施しております。実施に当たり、自治会長宛てに実施依頼文書を送付いたします。

市民清掃デーは公共の場所等の清掃を実施するもので、具体的な作業方法は自治会ごとをお願いしています。また、清掃は、各自治会の都合の良い日に無理のない範囲（～1時間半程度）で実施してください。

自治会で使用のごみ袋については、環境緑水課及び各地区行政センターで配布しますので、必要に応じて市民清掃デー前に受け取りに来てください。（数量に限りがあります。）

市民清掃デー当日は、午前中（9時00分から11時30分まで）のみ、クリーンセンターへのごみの搬入を受け付けます。搬入できない場合は、ごみ収集カレンダーのとおり分別して、ごみ集積所にお出してください。事前にクリーンセンターへご連絡いただき、後日クリーンセンターへ搬入も可能です。

搬入できるごみは、市民清掃デーで集めた不法投棄ごみや雑草等です。

家庭ごみ、土砂、自治会館等で使用していたと思われる備品等は搬入できません。

雑草や木の枝について

- ・木の枝（太さ5cm未満）の場合  
長さ50cm未満に切り、ヒモで束ねてください。
- ・雑草、木の枝（葉の部分など）で束ねられないものの場合  
透明または中身が確認できる袋に入れてください。  
トラック等にそのまま積んだ場合は、搬入できません。



## < 主な募金活動趣旨と活動内容について >

### 日赤募金…地域福祉課 (☎986-5081)

日本赤十字社は、国やあらゆる組織からの独立性を保つため、その活動資金のほとんどを国民からの募金（飯能市では「日赤募金」と称しています）で賄い、運営されています。納入いただいた募金は、赤十字の使命である地震、火災、風水害その他の災害における人命の救助、被災者の救援等の非常時の活動を行うための大切な財源となっています。

また、日本赤十字社埼玉県支部からは、市内で火災等にあわれた方に布団・毛布セットが配布されるほか、自治会（地区行政センター）へ救護装備・資機材の贈与等が行われています。

### 赤い羽根共同募金…埼玉県共同募金会飯能市支会（飯能市社会福祉協議会内）(☎070-1461-5117)

赤い羽根共同募金は「赤い羽根」をシンボルに、福祉施設の充実や地域福祉の推進のために実施する社会福祉法で定められた募金活動で、あらかじめその使い道を決めて募金目標額を定める「計画募金」です。

お寄せいただいた募金の約50%が飯能市社協の地域福祉推進事業のために配分され、孤立の防止を目的とした地域の居場所づくりや地域福祉推進組織の支援、児童・生徒を対象とした福祉教育の財源として活用しています。

### 飯能市社会福祉協議会会費…飯能市社会福祉協議会 (☎070-1461-4656)

社会福祉協議会は、社会福祉法を根拠とし地域福祉の推進を目的に設置されている法人格を有した非営利組織です。全国・都道府県・市町村に設置され、それぞれは独立組織であるとともに全国ネットワークの機能があります。

市内の個人、法人等からの会費や寄附金を主な活動資金として、飯能市の地域福祉の推進のため活動しています。

※緑の募金は令和6年度から取り扱っておりません。

※募金は個人の意思で行うものであり、強制するものではありません。

自治会内で戸別集金用に封筒が必要な場合は、担当部署にて用意できますので、必要枚数をご連絡ください。

<その他（虐待、自殺対策、DV、空家、耐震）>

※相談の秘密は守られます

※生命の危険があるなど緊急を要する場合は110番通報してください

内容	連絡先	電話番号等
児童虐待かもと 思ったら	○こども支援課	☎ 973-2111
	○児童相談所全国共通ダイヤル 24時間受付・通話料無料	☎ 189
	こどもたちは地域で見守られて育ちます。児童虐待防止法では、虐待の疑いがある場合、福祉事務所（市役所内）、児童相談所に通告することが義務付けられています。虐待を受けている児童（0～18歳未満）本人からはもとより、児童が虐待されていることを見聞きした場合、子育てに悩んだ場合はお電話ください。	
高齢者虐待に 関する相談等	○介護福祉課	☎ 973-3753
	○各地域包括支援センター	P27福祉相談窓口一覧参照
	65歳以上の高齢者に対する、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待が疑われる場合はご相談ください。	
障害者虐待に 関する相談・通報・届出	○障害福祉課（障害者虐待防止センター）	☎ 986-5072 Email syoufuku@city.hanno.lg.jp 平日夜間、土日休： ☎ 973-2111（代）
	障害のある方に対する虐待を見たり聞いたりした場合は、障害福祉課（障害者虐待防止センター）にご連絡ください。	
児童、高齢者、障害 者虐待に関する通 報	○埼玉県虐待通報ダイヤル#7171	#7171
	埼玉県では24時間365日受付・対応する「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171（ないない）」を開設しています。飯能市役所の担当課につながらない場合は、「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」に電話をしてください。	
DV等に関する相 談	○飯能市配偶者暴力相談支援センター 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8時30分～17時15分	☎ 978-5085
	夫婦間暴力、交際相手からの暴力、家族間暴力の相談に対応します。	
生きる支援 （自殺対策）	○保健センター	☎ 974-3488
	自殺は追い込まれた末の死といわれ、社会的な問題です。様々な要因で追い込まれる前に、身近な立場の人が、変化に「気づき」、話しに耳を傾け（「傾聴」）、適切な相談先に「つなぎ」「見守り」を行うことが求められます。暮らしのことや健康のことなどで深く悩み、心身の不調を感じている方にお気づきになられたときは、P25・P26の相談先にお取り次ぎいただくか、保健センターまでお問い合わせください。	

内容	連絡先	電話番号等
空家等に関する 総合窓口	○飯能市空家バンク（建築課）	☎ 986-5078
	<p>飯能市では「飯能市空家等対策計画」を策定し、市民等と市が一体となり、空家等に関する問題について積極的に取り組むこととしています。</p> <p>建物の管理については、所有者が自らの責任により適正に行っていただくことが前提となりますが、空家等の活用や解消に向け皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>空家等に関する様々な相談や情報提供については、建築課までお願いします。</p> <p>また、飯能市空家バンクでは空家物件の登録を募集していますので、空家の利活用にお困りの所有者がいらっしゃいましたら、空家バンクへの登録をお声掛けください。</p>	
木造住宅等の耐震 化へのお願い	○建築課	☎ 973-2170
	<p>地震による木造住宅等の倒壊被害を最小限にし、安全なまちづくりを目指して、市では下記の事業を実施しています。お困りの方がいらっしゃいましたら、ご活用についてお声掛けください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金</li> <li>○木造住宅除却工事補助金</li> <li>○ブロック塀等撤去工事補助金</li> <li>○出前講座「耐震診断・改修のすすめ/地震から我が家を守ろう！」（随時申込み可）</li> <li>○建築士による無料耐震相談会（年2回程度実施）</li> <li>○市職員による無料耐震診断（随時相談可）</li> </ul>	

<地域からの選出委員等について>

主管課 地域福祉課

民生委員・児童委員	<p>民生委員は、民生委員法に基づき、市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、皆さんの相談に応じたり、関係機関につながるなど必要な支援を行っています。</p> <p>また、すべての民生委員は、児童福祉法により児童委員に充てられており、児童や妊産婦への相談・支援も併せて行うこととなっています。</p>
主任児童委員	<p>主任児童委員とは、児童福祉法により児童福祉関係機関との連絡調整や児童委員への支援などを行っています。市内各地区民生委員児童委員協議会(12協議会)ごとに2名います。</p> <p>0歳から18歳までの児童・生徒に関する問題を専門に担当し、児童委員と一緒に学校や児童相談所、その他の関係機関と協力して子ども達の健やかな生活環境づくりを目指して活動しています。</p>
保護司	<p>保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて犯罪や非行に陥った人の更生を支援しています。</p>

## ◇ 地域にあるコミュニティ団体を把握し、連携を図りましょう ◇

地域にある各種団体と、自治会の催し物や行事などを共催することで、自治会では各種催し物の実行委員の負担減につながり、協力団体としては活動の場の広がりや地域との連携につながることができます。

### ・各種ボランティア団体/市民活動団体

各種ボランティアや市民活動団体は、様々な地域課題や社会問題の解決を目的として設立された団体が多くあります。

しかしながら、多くの団体では財源や人手不足などで、活動の場が限られています。地域内にある団体を把握し、うまく互助の関係を築くことで、地域力のアップにつながります。



### ・消防団

消防団員（消防団）は、消防署員ではありません。会社員・自営業・学生など本来の仕事や学業を持っています。そしていったん災害が発生すれば、仕事を止めて現場に急行するのです。

正式には、非常勤特別職の地方公務員という身分になります。飯能市には第1分団から第11分団まであり、市内全域に組織されています。



### ・各地区 まちづくり推進委員会

まちづくり推進委員会は、地区の住民が地域特性に応じた主体的に取り組むまちづくり活動を推進するため、地区の将来像や実際に実施するまちづくり事業について検討し、地区別まちづくり計画により、数多くの事業を実施している団体です。

市内8地区（飯能、精明、加治・美杉台、南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗）にそれぞれのまちづくり推進委員会があります。

### ・地域福祉推進組織

地域福祉推進組織は、自治会や民生委員児童委員協議会などの地域団体やボランティア団体、活動の趣旨に賛同した個人が参画していることから、それぞれの活動を結びつけるネットワークの役割も果たしています。

令和7年度末現在、市内では8つの圏域（原市場、名栗、加治東、吾野、東吾野、南高麗、美杉台、双柳）で設立され、それぞれの特色ある活動を行っています。



### ・近隣自治会

近隣の自治会と合同で、地域のお祭りや防災訓練等の行事を行うことで、準備における負担軽減やコストの削減、新たな交流の機会を作ることができます。持続可能な自治会活動のために、隣接する自治会間での協力も重要です。

# 防災・防犯情報の伝達手段

防災行政無線で放送した内容等を、メール等で確認することができます。  
日頃から、防災・防犯情報等を受け取れるよう、登録やダウンロードをお願いします。

## 飯能市ホームページ

市ホームページ内に防犯・防災情報を掲載しています。パソコンやスマートフォン等でご確認ください。

※市ホームページのトップ画面→もしものとき「防災行政無線」

→「防災行政無線の放送情報」から防災行政無線の放送内容が確認できます。

または右の二次元コードから確認できます。



## 防災行政無線テレフォンサービス

市防災行政無線放送後 60 分間に限り、電話で放送内容を聞くことができます。

電話番号 042-972-9123

## 飯能市メール配信サービス

事前にメールアドレスを登録しておくことで、防災行政無線の放送内容や防犯・防災情報、市からのお知らせ等がメールで届きます。

登録は entry@hannocity.jp へ空メールを送信すると登録用のフォームが送信されます。

右の二次元コードから空メールが送信できます。

※飯能市人権くらし安全課が配信する防犯情報は、次ページの

「Yahoo! 防災速報アプリ」と同じ内容で、Yahoo の方が

配信が早いです。



## 飯能市 Facebook (フェイスブック)

フェイスブックで防災行政無線の放送内容を発信しています。パソコンやスマートフォン等でご確認ください。 <https://m.facebook.com/hannocity/>

または右の二次元コードからアクセスしてください。



## 飯能市防災 X

飯能市防災 X で防災行政無線の放送内容を発信しています。パソコンやスマートフォン等でご確認ください。 [https://x.com/hanno\\_bousai](https://x.com/hanno_bousai)  
または右の二次元コードからアクセスしてください。



## Yahoo!防災速報アプリ

飯能市の情報が受信できます。アプリをインストールし、初期設定画面の「地域の設定」で飯能市を設定してください。

Android 版はこちら→



ios 版はこちら→



## その他の緊急情報の伝達手段

### 埼玉西部消防組合 市民向けメール配信システム

災害情報・気象情報・行事などの情報をメールで配信する埼玉西部消防組合のサービスです。

<http://www.saisei119.jp/1001667/keitai/1001785.html>

または右の二次元コードからアクセスし登録を行ってください。



### 埼玉県防災情報メール

気象警報注意報、地震情報、避難情報などをメールで配信する埼玉県のサービスです。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091202-28.html>

または右の二次元コードからアクセスし登録を行ってください。

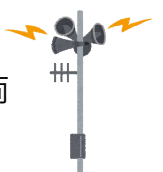


### エリアメール、緊急速報メール

緊急地震速報などの災害情報が携帯電話会社(エリアメール、緊急速報メール)を通じて、スマートフォンや携帯電話等に配信されます。

## ~~~ いざという時には ~~~

災害などの危機が迫った際には、防災行政無線での放送のほか市の広報車、消防団車両などで、該当地域で避難等の呼びかけを行います。



◇問合せ 防災危機管理課 ☎973-2723

## 市の相談窓口一覧

相談の名称	日時	会場	問い合わせ
育児相談 【対象】心身の発達に心配がある乳幼児の保護者	毎週月曜日～金曜日 13:00～17:00	飯能市立つぼみ園	つぼみ園 ☎・FAX 971-5522
保育所・子育て相談	毎週月曜日～金曜日 9:00～15:00	各市立保育所 (電話相談)	各市立保育所等 (29ページ参照)
子育て相談	毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00	子育て総合センター (山手町19-4 山手保育所2階)	子育て総合センター ☎978-8415
	毎週月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～15:30		どんぐりルーム (子育て総合センター内) ☎972-1301
家庭児童相談	毎週月曜日～金曜日 9:00～16:30	本庁舎 こども支援課	こども支援課 ☎973-2111
児童相談所 全国共通ダイヤル	児童虐待かもと思ったら… 24時間受付	電話相談のみ	☎189 (いちはやく) 通話料無料
教育相談 (電話・面接・メール)	毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00 ※メールは随時受付	教育センター	教育センター ☎973-1400 ✉soudan@city.hanno.lg.jp
女性相談(予約制)	毎週月～金曜日 10:00～16:30	本庁舎別館	人権くらし安全課 ☎978-5085
市民相談	毎週月曜日～金曜日 9:00～16:30	本庁舎別館	
行政相談	広報はんのう・市ホームページを ご覧ください。	総合福祉センター	人権くらし安全課 ☎973-2126
人権擁護委員によるなんでも相談	広報はんのう・市ホームページを ご覧ください。	総合福祉センター	

相談の名称	日時	会場	問い合わせ
消費生活相談	毎週月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～15:30	本庁舎市民相談室	人権くらし安全課 ☎973-2126
健康相談 栄養相談	広報はんのう・市ホームページ・ 健康カレンダーをご覧ください。	保健センター等	保健センター ☎974-3488
妊娠・出産・子育て 相談	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15	こども家庭センター （保健センター 内）	こども家庭センター （保健センター内） ☎974-7500
市民よろず相談	広報はんのう・市ホームページを ご覧ください。	総合福祉センター	社会福祉協議会 ☎070- 1461-5117
税務相談	広報はんのう・市ホームページ をご覧ください。（事前予約制）	本庁舎市民相談室	市民税課 ☎973-2115
生活支援相談	毎週月曜日～金曜日 9:00～16:30	本庁舎	生活福祉課
家計相談	広報はんのう・市ホームページを ご覧ください。 （事前予約制）	生活福祉課	☎978-5062

## 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる飯能市に

2025年（令和7年）を目途に、高齢者や認知症者、障害のある方などの尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築にむけて取り組んでいます。

### ○ふくしのなんでも相談

「はんのうふくしの森プラン（飯能市地域福祉計画・飯能市地域福祉活動計画）」に基づき配置されたCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が、子育てから高齢者、障害のある方まで、対象者の区別なくふくしの困りごとの相談に、行政や各相談支援機関と連携して対応しています。また、身近な地域での支え合い活動が活発になるよう、住民組織やボランティア団体の活動の支援も行っています。

相 談 機 関	連 絡 先
地域福祉推進係 （総合福祉センター内）	FAX 972-5100 E-mail: tiikifukusi@hannosyakyo.or.jp
対象圏域：飯能、第二区	☎ 090-3553-7456
対象圏域：富士見、精明、双柳	☎ 070-7792-2450
ふくしの森ステーション かじ （加治東地区行政センター内） 対象圏域：加治東、加治	☎ 070-7792-2423 E-mail: station-kaji@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションみすぎだい （美杉台地区行政センター内） 対象圏域：美杉台	☎ 070-7792-2426 E-mail: station-misugidai@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションみなみこま （南高麗福祉センター内） 対象圏域：南高麗	☎ 070-7792-2431 E-mail: station-minamikoma@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションあがの （吾野地区行政センター内） 対象圏域：吾野	☎ 070-7792-2433 E-mail: station-agano@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションひがしあがの （東吾野地区行政センター内） 対象圏域：東吾野	☎ 070-7792-2436 E-mail: station-higasiagano@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションはらいちば （原市場福祉センター内） 対象圏域：原市場	☎ 070-7792-2440 E-mail: station-haraichiba@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションなぐり （名栗地区行政センター内） 対象圏域：名栗	☎ 070-7792-2446 E-mail: station-naguri@hannosyakyo.or.jp

ふくしの森ステーション共通 FAX

FAX 042-972-5100

【所管】地域福祉課

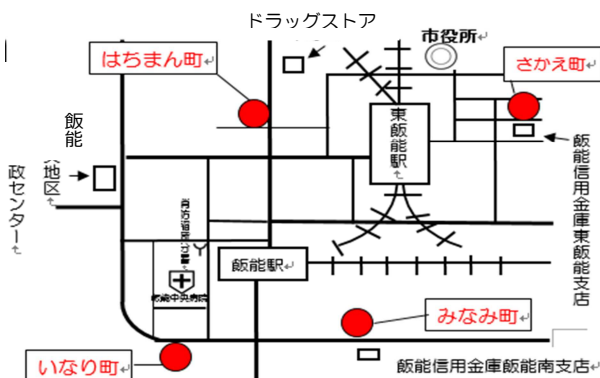
☎ 986-5081

E-mail: chifuku@city.hanno.lg.jp

○高齢者や障害のある方、そのご家族等への相談支援 認知症に関する相談支援

身近な地域で、医療・介護・保健・福祉等の多職種が連携し、世帯全体を支援していきます。  
地域包括支援センターとすこやか福祉相談センターは併設しています。

事業所名	担当地区	町名・字名
<b>地域包括支援センターいなり町</b> ☎ 980-5043 FAX980-5755 E-mail:hokatsu@nagurien.or.jp	飯能	仲町、稲荷町、久下、久須美、小瀬戸、大河原、小岩井、永田、永田台
	原市場	原市場、下赤工、上赤工 赤沢、唐竹、中藤下郷、中藤中郷、中藤上郷、南
<b>すこやか福祉相談センターいなり町</b> ☎ 980-7038 FAX980-5755 E-mail:sukofuku@nagurien.or.jp	名栗	下名栗、上名栗
	飯能	新町、東町、柳町
<b>地域包括支援センターさかえ町</b> ☎ 971-3172 FAX971-3253 E-mail:hokatsu@npo-tanpopo.or.jp	精明	栄町、緑町、下加治、小久保、宮沢、平松、川崎、下川崎、新光、芦荻場、双柳、青木、中居
	加治	笠縫
	飯能	南町
<b>すこやか福祉相談センターさかえ町</b> ☎ 971-1167 FAX971-3253 E-mail:sukoyaka@npo-tanpopo.or.jp	加治	川寺、落合、前ヶ貫、矢嵐、美杉台、征矢町
	加治東	岩沢、阿須
	南高麗	岩淵、下畑、上畑、荻生、下直竹、上直竹下分、上直竹上分
	飯能	山手町、本町、八幡町、飯能、原町、中山、茜台
<b>地域包括支援センターみなみ町</b> ☎ 978-5777 FAX975-2030 E-mail:tiikihokatu@minamihanno.jp	加治東	岩沢、阿須
	南高麗	岩淵、下畑、上畑、荻生、下直竹、上直竹下分、上直竹上分
	飯能	山手町、本町、八幡町、飯能、原町、中山、茜台
<b>すこやか福祉相談センターみなみ町</b> ☎ 978-5788 FAX975-2030 E-mail:sukofuku_m@titan.ocn.ne.jp	東吾野	白子、平戸、虎秀、井上、長沢
	吾野	坂石町分、坂石、吾野、上長沢、高山、北川、坂元、南川
	飯能	山手町、本町、八幡町、飯能、原町、中山、茜台
<b>地域包括支援センターはちまん町</b> ☎ 975-3011 FAX975-3012 E-mail:hokatu@welpen.jp	飯能	山手町、本町、八幡町、飯能、原町、中山、茜台
	東吾野	白子、平戸、虎秀、井上、長沢
	吾野	坂石町分、坂石、吾野、上長沢、高山、北川、坂元、南川
<b>すこやか福祉相談センターはちまん町</b> ☎ 975-1200 FAX975-3012 E-mail:sukofuku@welpen.jp	飯能	山手町、本町、八幡町、飯能、原町、中山、茜台
	東吾野	白子、平戸、虎秀、井上、長沢
	吾野	坂石町分、坂石、吾野、上長沢、高山、北川、坂元、南川



**【所管】介護福祉課**  
 ☎ 973-3753  
 E-mail:kaigo@city.hanno.lg.jp

**【所管】障害福祉課**  
 ☎ 986-5072  
 E-mail:syoufuku@city.hanno.lg.jp

## 飯能市公共施設電話番号一覧

## 市等の施設

飯能市役所	973-2111	飯能駅サービスコーナー	974-7877
市民活動センター	978-7551	市民会館	972-3000
さわらびの湯	979-1212		
飯能駅観光案内所（ぶらっと飯能）	978-9111	トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園	972-7711
教育センター	973-9522	図書館	972-2114
美杉台児童館	070-7605-4240	博物館（きつとす）	972-1414
こども図書館	974-2414	クリーンセンター	973-1010
市民体育館	972-6506	浄化センター	972-4798
環境センター	971-3420	小岩井浄水場	973-8368
林業センター	975-1545	美杉台公園管理事務所	972-1758
土地区画整理事務所	973-8682	ふれあい農園施設（たいら栗園）	
農林産物加工直売所（ノーラ名栗）	978-5522		978-0327

## 地区行政センター

行政センター管理課	972-3314
（富士見地区行政センター内）	
飯能中央地区行政センター	972-3678
第二区地区行政センター	972-6784
精明地区行政センター	972-2314
双柳地区行政センター	972-9900
加治地区行政センター	972-2313
加治東地区行政センター	974-4546
美杉台地区行政センター	971-5151
南高麗地区行政センター	972-2805
吾野地区行政センター	978-1211
東吾野地区行政センター	978-1212
原市場地区行政センター	977-1232
名栗地区行政センター	979-1121

健康・福祉施設

保健センター	974-3488	東吾野医療介護センター	978-2000
飯能市こども家庭センター		南高麗診療所	972-3807
(保健センター内)	974-7500	名栗診療所	979-1125
総合福祉センター	070-1461-5258		
南高麗福祉センター	983-4380	敬愛園	972-2110
原市場福祉センター	970-1122	子育て総合センター	978-8415
訪問看護ステーション(ほほえみ)		つぼみ園	971-5522
	978-1922	地域子育て支援拠点どんぐりルーム	
			972-1301

市立保育所(小規模保育事業を含む)

山手保育所	978-8216	第二区保育所	972-3676
富士見保育所	972-2112	浅間保育所	973-5101
加治保育所	972-2235	加治東保育所	974-4547
美杉台保育所	972-5851	吾野保育所	978-0004
原市場保育所	977-0052		

市立幼稚園

名栗幼稚園	979-0257
-------	----------

市立小学校

飯能第一小学校	972-4147	飯能第二小学校	972-4026
南高麗小学校	972-2806	加治小学校	972-2319
精明小学校	972-2651	原市場小学校	977-1236
富士見小学校	973-5741	加治東小学校	973-5141
双柳小学校	973-6522	美杉台小学校	972-0681
奥武蔵小学校	978-1214	名栗小学校	979-1128

市立中学校

飯能第一中学校	9 7 2 - 4 1 5 7	南高麗中学校	9 7 2 - 3 8 0 8
原市場中学校	9 7 7 - 1 2 3 3	飯能西中学校	9 7 3 - 3 1 4 8
加治中学校	9 7 3 - 2 2 2 2	美杉台中学校	9 8 3 - 0 1 2 1
奥武蔵中学校	9 7 8 - 1 2 1 5		

消防

埼玉西部消防局	0 4 - 2 9 2 4 - 0 1 1 9		
消防団担当（飯能市防災危機管理課）	9 7 3 - 2 7 2 3		
飯能日高消防署	9 7 3 - 9 1 1 9	稻荷分署	9 7 3 - 5 1 5 5
名栗分署	9 8 7 - 1 1 1 9	吾野分署	9 7 0 - 2 2 2 0

その他の公共機関等

飯能警察署	9 7 2 - 0 1 1 0	飯能県税事務所	9 7 3 - 5 6 1 3
飯能県土整備事務所	9 7 3 - 2 2 8 1	狭山保健所	0 4 - 2 9 5 4 - 6 2 1 2
広域飯能斎場	9 7 4 - 4 5 6 0	認定 NPO 法人飯能市スポーツ協会	
シルバー人材センター	9 7 3 - 6 5 6 6		9 7 2 - 1 3 0 0
（一社）奥むさし飯能観光協会		飯能商工会議所	9 7 4 - 3 1 1 1
	9 8 0 - 5 0 5 1		

飯能市役所の各課へのお問合せ（電話、ウェブからのお問合せ）

飯能市役所ホームページ

トップページ → 市政情報 → 役所・窓口案内 → 組織一覧  
 に、各課のお問合せ先が掲載されています。  
 右の二次元コードから上記ページへアクセスできます。





# Meets! Hanno

発 行	2026年4月
発 行 者	飯能市自治会連合会事務局、飯能市
編 集	飯能市市民生活部自治振興課
	〒357-8501
	飯能市大字双柳1番地の1
	T E L 042-973-2626
	E-mail <a href="mailto:jiti@city.hanno.lg.jp">jiti@city.hanno.lg.jp</a>

(本書の記載事項に関する所管課へのご連絡以外のお問い合わせは自治振興課までご連絡ください。)